

総合体育館等の指定管理者の選定について

1. 指定管理者の選定について

総合体育館等の現指定管理者の指定期間は、令和元年度から令和5年度までとなっており、本来であれば、今年度において令和6年度を初年度とする指定管理者の選定を行う必要がありますが、令和5～6年度に実施する総合体育館の非構造部材耐震化を含む実施設計業務が完了し、工期等が確定しないと施設運営等に不確定な要素が多いため、公募による指定管理者を選定することは困難な状況です。

このため、現行の「指定管理者制度に関する運用指針」の一部を改正し、令和6年度の1年間に限り、現指定管理者による随意選定を行うものです。

なお、令和7年度を初年度とする指定管理者については、令和6年度に改めて公募により選定することとします。

2. 選定方法について

指定管理者の選定は、現指定管理者によるこれまでの業務状況や、令和6年度の事業計画・収支計画等の事業提案を、選定委員会において審査の上、選定することとします。

3. 指定管理者選定スケジュール(指定期間 1年)

令和5年10月上旬	募集要項の作成 選定委員会委員の委嘱 第1回選定委員会の開催(選定理由及び募集要項)
11月上旬	申請書類提出期限 第2回選定委員会の開催(事業提案内容の審査)
12月	指定議案の議会上程、告示
令和6年 1月上旬	指定管理者への通知